

東京都農林・漁業振興対策審議会

東京都農林・漁業振興対策審議会条例（昭和 31 年東京都条例第 97 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成 20 年 5 月 23 日

東京都知事 石原 慎太郎

記

1 諮問事項

「豊かな都民生活に貢献する森林の整備と林業振興の方向について」

2 諮問理由

森林は、木材供給を始め、水源のかん養、国土の保全、教育やレクリエーションの場の提供など多面的な機能を有しており、豊かな都民生活に不可欠で貴重な財産である。

都では、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、平成 16 年 4 月に「森づくり推進プラン」を策定し、豊かな森づくりを進めてきた。

その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効されるなど地球温暖化対策が喫緊の課題となっており、二酸化炭素の吸収機能を持つ森林への期待が急速に高まっている。

また都は、平成 18 年度より、スギ花粉発生源対策を実施しているが、今なお花粉症患者が増加を続けており、計画の着実な推進が強く求められている。

しかし、依然として長引く木材価格の低迷に加え、シカ被害の長期化などにより、森林整備を担う林業が停滞し、その結果、多面的な機能を持つ貴重な森林の荒廃が進んでいる。

そこで、都民の森林への期待に応えるため、現行プラン策定後の情勢変化を踏まえ、今後 10 年を見据えた、豊かな都民生活に貢献する森林の整備と林業振興の方向について諮問する。